

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

同代理人

大阪市浪速区難波中1丁目10番4号
南海野村ビル5階
きづがわ共同法律事務所
弁護士 増田 尚

処分庁

[Redacted]

審査請求人が平成30年8月3日に提起した処分庁による生活保護法（昭和25年法律第14号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

処分庁が、平成30年5月28日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成14年11月26日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、請求人の二男（以下「二男」という。）が平成30年5月29日に20歳に到達するため、同月28日付けで、同年6月分以降の保護費から二男の障害者加算を削除する保護変更決定（以下「本件決定」という。）を行った。
- 3 請求人は、平成30年8月3日、大阪府知事に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を

した。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

二男が20歳に達したことを理由に障害者加算を削除したのは、違法といわざるを得ない。処分庁が指摘する理由は、要するに、二男が20歳に達したために、特別児童扶養手当の支給対象児童でなくなったからというにすぎず、二男の障害の程度・状態や、日常生活における介護の必要性に変化があったということではない。

そもそも、障害者加算は、所定の程度の障害の状態にあるため、日常生活において介護の必要性があり、そうした需要に見合うように加算した趣旨である。

したがって、その支給要件も、「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。)別表第1の第2章の2の(3)に規定する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号。以下「特児令」という。)別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者」に当たるかどうかなのであって、手当等が支給されているかどうかではない。すでに加算が認定されている場合は、対象児童の状態が変わらないのであれば、対象児童の障害基礎年金・特別障害者手当の申請手続をしている段階であっても、引き続き、加算認定がなされるべきである。仮に、障害基礎年金・特別障害者手当の申請に対する判断を踏まえると、障害者加算の要件を満たさないことになるのであれば、非該当の決定の翌月から認定を削除すればよいのである。

以上のとおり、本件決定には、障害者加算の支給要件の解釈適用を誤った違法がある。

よって、障害者加算を削除した(加算しなかった)部分において、本件決定には違法があるから、その取消を求めて、審査請求をする。

(2) 審理員が平成30年12月4日及び同月12日に受理した請求人の反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第7-2-(2)に基づき障害者加算を削除したとの弁明の誤り

処分庁は、要するに、局長通知第7-2-(2)-エ-(ア)において、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと」とされていることから、これに基づき、二男が20歳に達したために特別児童扶養手当が支給されなくなったことを理由として、障害者加算を削除したとしても、違法でないと主張する。

しかし、二男に特別児童扶養手当が支給されなくなったのは、20歳に達して支給対象児

童でなくなったことによるものにすぎず、障害の程度が「特児令別表第1に定める程度」でなくなったからではない。上記の証書等による障害の程度の判断は、生活保護の申請時や特別児童扶養手当支給開始時、あるいは、厚生労働大臣が診断書の提出を受けて障害等級の変更や継続を判断する時点においては妥当とするとしても、20歳に達したことにより特別児童扶養手当が支給されなくなった場合には妥当しない。

そうであれば、「特児令別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者」でなくなったことをうかがえる事情は何ら認められないのであるから、加算すべき要件があるのに、障害者加算を削除した本件決定が違法であることは明らかである。証書等による障害の程度の判断は、障害年金の障害等級の判断があつてから行い、もし障害の程度が上記告示に定める要件を満たさないと判断された場合には、その判断がなされた時から、加算を削除するべきなのである。

処分庁は、局長通知第7-2-(2)-エー(イ)により、上記証書を「所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと」とされていることから、そのような診断書の提出がなされていない以上、上記により障害者加算を認定することはできないとも弁明する。しかし、二男は、特別児童扶養手当証書を所持しているものであり、これを「所持していない者」には当たらないのであるから、そもそも、上記により障害者加算をするかどうかを検討すべき場面ではない。

イ 障害基礎年金の支給決定

厚生労働大臣は、平成30年11月15日付で、二男に対し、障害の等級が2級16号と判定した上で、同年5月に受給権を取得したものとして、同年6月から、年金額77万930.0円の障害基礎年金を支給する旨決定した。

このように、上記決定は、同年5月に受給権を取得したことを認めて、障害の等級が2級であると判定しているから、同年同月の時点で、二男が保護の基準別表第1-第2章-2-(2)-イに規定する「国民年金法施行令(昭和34年政令第184号。以下「国年令」という。)別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者」とであると判定したのである。したがって、二男が20歳に達する前後において、連続して、障害者加算の要件を満たしていたことは明らかである。

このことから、障害者加算を削除した本件決定は、障害者加算の要件該当性の判断を誤った違法があることは明らかというべきである。

なお、処分庁は、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問13により、遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月まで)とすべきとも述べているが、そもそも、当初に加算を削除したことが誤りなのであるから、遡及変更の問題ではない。仮に、二男に対する障害基礎年金支給決定をもって3か月分(9月から)の遡及変更がなされたとしても、6月から8月までの3か月間の障害者加算が削除された違法な処分は残存するのであるから、なお本件決定の取消を求める利益は存するというべきである。

平成30年11月15日付で、二男に対する、障害基礎年金支給決定がなされたことを受

けて、処分庁は、同年9月に遡及して、障害者加算を行うとともに、同年5月以降に支給される障害基礎年金につき一定の控除を認めた上で収入認定するとの取り扱いをすることを請求人に通知した。

しかし、障害基礎年金の収入認定を5月以降の支給分にまで行う（6月以降の保護費と調整する）のであれば、障害者加算についても、6月から行うべきである。年金支給額を収入認定されて保護費を減額されるのに、加算されないというのは、障害者加算の趣旨を著しく没却するものといわざるを得ない。

このような、障害者加算の趣旨に反する事態を招来しないためにも、請求人が前記1の(1)で主張したとおり、既に加算が認定されている場合は、対象児童の状態が変わらないのであれば、対象児童の障害基礎年金・特別障害者手当の申請手続をしている段階であっても、引き続き、加算認定をして、仮に、障害基礎年金・特別障害者手当の申請に対する判断を踏まえると、障害者加算の要件を満たさないことになるのであれば、非該当の決定の翌月から認定を削除するとの取り扱いをしなければならなかったのである。

このように、処分庁による本件決定の違法は明らかであるから、すみやかに取り消されるべきであり、処分庁に対しては、取消の裁決を待たずに、6月から8月までの3か月間の障害者加算をするよう求める。

(3) 審理員が平成31年2月6日に受理した請求人の再反論書には、次の趣旨の記載がある。

ア 障害者加算を削除したことの違法性

処分庁は、縷々主張するけれども、請求人が、二男に特別児童扶養手当が支給されなくなったのは、20歳に達して支給対象児童でなくなったことによるものにすぎず、障害の程度が「特児令別表第1に定める程度」でなくなったからではないのであるから、加算すべき要件があるのに障害者加算を削除したのは違法であると主張したことに対して、正面から反論しないで、局長通知第7-2-(2)-エ-(ア)に基づいて、証書等により障害の程度を判断したとの空疎な形式論をふりかざしているにすぎない。

重度障害者加算は、特児令別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者について認定することになるものであり、障害者福祉手当や特別障害者手当を受給していることが要件となるものではないのであるから、既に障害者加算認定がされている場合には、対象者の状態が変わらなければ、障害者福祉手当から特別障害者手当への移行手続中も、引き続いて、加算がなされるべきである。特別障害者手当の支給決定がなされた段階で、障害の程度が「別表第1に定める程度」でなくなったと判断されたのであれば、その決定のあった翌月から、障害者加算を削除すればよいのである。このように、障害者加算の法制度の趣旨に即した対応をするべきであったのに、処分庁は、二男が20歳に達した月の翌月から障害者加算を削除したのであり、違法であることは明らかである。

なお、処分庁は、特別児童扶養手当証書を所持する者は、世帯主である請求人であり、請求人には、平成30年5月31日付で、大阪府知事から、二男が対象から除外された上で減額認定された新たな証書が交付されていたとして、局長通知第7-2-(2)-エ-(イ)に基づき、証書を「所持していない者」として、医師の診断書等に基づいて障害の程度の判

定をすることは相当であるとも弁明する。

しかし、きわめて形式的なためにする反論といわざるを得ない。処分庁は、ケース記録を提出しているが、その記録によっても、二男の障害の程度・状態や、日常生活における介護の必要性に変化があったことをうかがわせる事情は何ら記載されていない。特別児童扶養手当が減額されなくなったのは、二男が20歳に達して支給対象児童でなくなったからであるにすぎない。

そもそも、処分庁は、二男が20歳に達したことのみを理由として障害者加算を削除したのであって、それ以外の理由に基づくものではない。処分庁は、繰々弁明するけれども、新たに障害者加算をする場合の障害の程度の判断においては妥当する余地があるとしても、既に認定されていた障害者加算を削除して支給額を変更するに際しての障害の程度の判断には妥当しないことは、請求人が繰り返し指摘しているとおりである。

イ 障害基礎年金の支給決定

(ア) 本件決定の時点において処分庁が二男の障害の程度が「別表第1に定める程度」にあったと了知していたこと（了知することができたこと）

処分庁は、障害基礎年金の支給決定がなされたとしても、本件決定をした時点において、そのような決定がなされたことを了知することはできなかったなどと主張して正当化を図っているが、明らかな謬論である。

障害基礎年金の支給決定において、平成30年5月に年金受給権を取得したとされたことは、同月の時点において、二男の障害の程度が「国年令別表第1に定める程度」にあったということであり、処分庁が本件決定をした時点において存した事情なのであるから、そのことを処分庁は了知していたし、少なくとも、了知することができたというべきである。処分庁は、意図的に了知すべき事実を「支給決定がなされたこと」であるかのようすり替えているが、失当というほかない。

(イ) 加算の遡及

請求人は、本件決定は違法であり取り消されるべきであって、平成30年6月以降の保護費において障害者加算をするよう求めているのであって、問答集問13の2に基づく遡及の問題ではないと主張しているのであるから、処分庁の弁明は当を得ないものである。

なお、処分庁は、請求人に対し、二男が20歳に達する前に、年金請求手続をするよう助言し、処分庁において当該手続を代理することができると案内していたのに、請求人が社会保険労務士に委任をして手続をしたと主張し、あたかも、そのことによって、年金支給開始決定が遅れたとして請求人を非難しているようである。

しかし、ケースワーカーは、同年4月10日の電話においても、二男が同年「5月で20歳となるため、特別児童扶養手当の支給対象ではなくなることから、一旦加算は削除になる」と説明しており、処分庁の違法な対応に基づいて加算が削除されることを前提としていたのである。したがって、年金支給決定が早くなるのが遅くなるのが、二男が20歳に達した段階で、障害者加算を削除するつもりであったことは明らかであり、請求人の対応によって加算を削除しなかったかのように弁明するのは、信義則に反するものといわざ

るを得ない。

なお、障害基礎年金につき同年5月に受給権を取得したと決定されたことを受けて、処分庁は、同年6月分に支給した保護費について、法第63条に基づき返還請求を決定したが、障害基礎年金を同年同月以降に活用すべき資産であると評価するのであれば、その支給に対し障害者加算をしないというのは、障害年金と生活保護の調整をしつつ、それによっても填補されない障害を抱えることによって生じる特別な需要に対応しようとした障害者加算の趣旨に違背するものであり、返還はするが加算しないというのは著しく不公平で矛盾した対応であるとのそしりを免れないであろう。

(4) 請求人から提出のあった証拠書類には次の記載がある。

ア 平成30年5月28日付けで処分庁が請求人に対して通知した本件決定通知書には、「保護の変更の時期 同年6月1日、変更の理由 二男の障害者加算2を削除します。(二男が5月に20歳到達のため)」との記載がある。

イ 平成30年5月31日付けで大阪府知事が請求人に対して通知した特別児童扶養手当証書には、「受給者氏名 請求人、支給開始年月 平成27年9月、障害児数 2人、改定年月 平成30年6月、障害児数 1人、上記のとおり特別児童扶養手当等の支給に関する法律によって支給します。」との記載がある。

ウ 平成30年5月31日付けで大阪府知事が請求人に対して通知した特別児童扶養手当額改定通知書には、「対象児童名 (1) 二男、改定前の支給対象児童数 (2級) 2人、改定後の支給対象児童数 (2級) 1人、改定前の手当月額 68,860円、改定後の手当月額 34,430円、上記のとおり特別児童扶養手当の額を改定しましたので通知します。」との記載がある。

エ 平成30年8月6日付けで処分庁が受理した「療育手帳」には、「氏名: 二男、総合判定 B1、次の判定年月 同年5月」との記載がある。

オ 平成30年11月15日付けで厚生労働大臣が二男に対して通知した国民年金・厚生年金保険年金証書には、「受給権者の氏名 二男、支払開始年月 同年6月、障害の等級 2級16号」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成30年9月26日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 本件決定に至るまでの経緯

(ア) 平成30年4月10日 請求人から入電があり、処分庁職員が応対した。二男及び請求

人の三女（以下「三女」という。）について、障害者加算が認定されているのかとの問い合わせであったため、三女は身体障害者手帳3級を交付されており、二男は特別児童扶養手当2級の支給対象児童であることから、局長通知第7-2-(2)の規定に基づき、それぞれ障害者加算イ（月額17,530円。以下「加算イ」という。）が認定されていると回答した。ただし、二男が同年5月に20歳に到達し、特別児童扶養手当の対象児童ではなくなることから、一旦は加算イが削除されることを説明し、障害年金の裁定請求を行うよう伝えた。請求人から、二男が同月に20歳に到達することから年金の手続を行うつもりであったが、どのようにすればよいのかと問われたため、処分庁職員から処分庁の年金調査員に相談しておくことと伝えたところ、請求人は了承した。

なお、請求人は、一旦は加算イが削除されることに不満を述べたが、処分庁職員は、二男に障害年金が支給されるのかどうか、障害等級がどのようになるのか、それぞれ不明であることから、このまま二男に加算イを認定し続けた場合、保護費の返還が生じる可能性があることを説明した。

(イ) 平成30年4月13日 処分庁職員は請求人に入電し、二男の障害年金のことで説明を行いたいので、一度来所されるよう伝えた。請求人は了承し、同月23日に来所することであった。

(ウ) 平成30年4月23日 請求人が来所し、処分庁職員及び年金調査員が応対した。二男の障害年金裁定請求について説明を行った。二男が20歳に到達するため療育手帳の更新が必要であること、その検査の際に大阪府障がい者自立相談支援センター（以下「支援センター」という。）に行く必要があるため、そちらで証明してもらおう書類を請求人に手渡した。また、二男の幼少期からの状況を請求人に記入してもらおう書類も手渡し、できる限り記入するよう申し添えた。なお、支援センターから証明書が届けば、処分庁に連絡されるよう伝えた。その後、精神科の診療所を受診する必要があることを説明し、そちらで診断書を記載してもらおうことになると伝えたところ、請求人は了承した。

(エ) 平成30年5月24日 処分庁職員は、本件決定に係る保護決定調書の起案を行った。

(オ) 平成30年5月25日 処分庁職員は、本件決定に係る保護決定調書の起案について、所定の決裁を得た。

(カ) 平成30年6月6日 処分庁職員は、請求人の自宅を訪問した。事前に請求人から入電があり、同月15日に二男と支援センターに療育手帳の更新の手続に行くとのことで、その際、二男の障害年金裁定請求に必要な証明書を支援センターにて記入してもらおうよう伝えていたが、請求人が当該書類を紛失したとのことで、再度当該書類を手渡した。

二男については、作業所に通所しており、請求人としては一般就労をしてほしいと考えているが、中々難しそうであるとのこと。また、せめて住所と名前が書けるように毎日練習し、九九も練習して現在三の段までは言えるようになったとのこと。ただ、弱視もあるため、練習するのも大変であるとのことであった。

処分庁職員は、請求人に対し、二男が20歳に到達したため、特別児童扶養手当の対象児童ではなくなることから、同月1日付けで母子加算を減額し、二男の加算イを削除したことを説明。また、障害年金の支給が決定すれば、再度加算イの認定ができることを説明したところ、請求人は了承した。

(キ) 平成30年6月28日 請求人が来所し、処分庁職員が応対した。障害者支援課に二男の療育手帳の更新手続のため来庁したとのこと。処分庁職員は、更新後の療育手帳の交付後、処分庁に提示するよう伝えたところ、請求人は了承した。

二男の障害年金裁定請求について、請求人より、支援センターから証明書を受け取ったとの報告がなされた。処分庁職員は、次は精神科の診療所を受診するよう伝え、そちらで診断書を記載してもらえれば、処分庁での年金に関する手続が可能であると説明した。しかし、請求人は、知り合いの弁護士が手続をしてくれるかもしれないとの話があると述べた。処分庁職員は、費用について尋ねたところ、請求人は、無料と思うが一度確認してみるとのことであった。処分庁職員は、どのように手続をするのか再度連絡するよう伝えたところ、請求人は了承した。

(ク) 平成30年6月29日 請求人から入電があり、処分庁職員が応対した。二男の障害年金裁定請求について、知り合いの弁護士に確認したところ、手続はできないとのこと。社会保険労務士を紹介されたとのこと。請求人より、社会保険労務士に依頼することは可能かとの質問がなされたため、処分庁職員は、特に問題はないが、社会保険労務士に依頼すると報酬費用が必要となることを説明した。また、報酬費用については、収入認定額から必要経費として控除が可能ではあるが、処分庁で代理手続をすれば費用は必要ないことを説明した。請求人は、精神科の診療所への通院付添いをしてほしいとのことであった。処分庁職員は、処分庁職員による通院付添いは不可であると伝えた。請求人から、社会保険労務士に依頼すると通院付添いも可能であり安心であるため、社会保険労務士に依頼したいとの申し出がなされた。処分庁職員は、請求人の申し出を認め、今後の進捗状況について報告するよう伝えた。

(ケ) 平成30年7月19日 処分庁職員は、担当課に対して、請求人に係る児童扶養手当の同年8月支給額を確認したところ、支給額は190,080円になるとのことであった。なお、その内訳は、同年4月及び5月が月額52,540円、6月及び7月が月額42,500円であった。

二男が5月に20歳に到達したことにより、6月から当該手当の額が三女一人分に減額されたことを確認した。

(コ) 平成30年8月3日 請求人から入電があり、処分庁職員が応対した。二男の障害年金裁定請求について、社会保険労務士に依頼したとの報告がなされた。また、先日精神科を受診し、診断書を記載してもらうよう依頼したとのことであった。

イ 処分庁の意見

(ア) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年7月2日法律第134号。以下「特児法」という。)にいう障害児とは、20歳未満であつて、特児法第2条第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるものをいい(特児法第2条第1項)、その障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とされ(特児令第1条第3項別表第3)、その障害の程度は、国年令別表の1級及び2級に相当するものであることとされている(「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定について」(昭和50年9月5日付け児発第76号厚生省児童家庭局長通知))。これらの規定により、処分庁は、特別児童扶養手当2級の対象児童であつた二男について、局長通知第7-2-1(2)に基づき、二男に対して加算イを認定してきた。そして、平成30年5月に二男が20歳に到達したことから、同年6月に加算イの認定を削除したところである。

(イ) これに対して、請求人は、二男が「20歳に達したことを理由に障害者加算を削除したのは、違法といわざるを得ない。」と主張する。しかし、局長通知第7-2-1(2)-エ-(ア)によると、「障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」と規定されており、特別児童扶養手当2級の対象児童であつた二男がこれに該当しなくなったことにより、処分庁が加算イの認定を削除することとした本件決定に誤りはないものとする。

(ウ) また、請求人は、二男の「障害の程度・状態や、日常生活における介護の必要性に変化があつたということではない。」とし、「すでに加算が認定されている場合は、対象児童の状態が変わらないのであれば、対象児童の障害基礎年金・特別障害者手当の申請手続をしている段階であっても、引き続き、加算認定がなされるべきである。仮に、障害基礎年金・特別障害者手当の申請に対する判断を踏まえると、障害者加算の要件を満たさないことになるのであれば、非該当の決定の翌月から認定を削除すればよいのである。」と主張する。そこで、局長通知第7-2-1(2)-エ-(イ)によると、「身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」と規定されている。そのため、処分庁は、前記アの(ア)に記載のとおり、請求人に対して、二男の20歳到達前から、二男の障害年金に係る手続を進めるよう助言・指導してきたところである。また、当該手続を迅速に進めるべく、前記アの(オ)に記載のとおり、処分庁において当該手続を代理することが可能であると案内してきたが、請求人は、当該手続を社会保険労務士に依頼したところである。そして、二男が20歳に到達した時点において、引き続き二男が加算イに該当する障害の程度(国年令別表に定める2級に相当)にあることを証明する診断書が作成されたとの報告はなされておらず、かつ、提出もなされていなかった。このことから、二男の20歳到達時点において、「障害の程度・状態や、日常生活における介護の必要性に変化があつたということではない。」と認めることはできず、引き続き加算イを認定する要件がなく、これを削除することとした本件決定には合理的な理由があり、処分庁の判断に誤りはないものとする。

(エ) もっとも、保護費の遡及変更の限度については、「問答集」問13の2において、「最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月まで）と考えるべき」と示されていることから、二男に係る障害年金裁定請求手続において、国年令別表に定める2級の障害に該当することが判明すれば、当該判明した月からその前々月まで遡って加算イを認定することは可能である。

(オ) 以上により、本件決定は、法令その他の関連通知に基づき適正に行われたものであり、何ら違法なものではないことから、本件審査請求は棄却されるべきものとする。

(2) 審理員が平成30年12月26日に受理した処分庁の再弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 障害者加算の認定を削除したことについて

処分庁が、平成30年5月に二男が20歳に到達したことから、局長通知第7-2-1(2)-エ(ア)に基づき、同年6月に障害者加算の認定を削除したことについて、請求人は、「二男に特別児童扶養手当が支給されなくなったのは、20歳に達して支給対象児童でなくなったことによるものにすぎず、障害の程度が「特児令別表第1に定める程度」でなくなったからではない。上記の証書等による障害の程度の判断は、生活保護の申請時や特別児童扶養手当支給開始時、あるいは、厚生労働大臣が診断書の提出を受けて障害等級の変更や継続を判断する時点においては妥当とするとしても、20歳に達したことにより特別児童扶養手当が支給されなくなった場合には妥当しない。」と主張する。

また、請求人は、「そうであれば、保護の基準別表第1-第2章-2-(3)『特児令別表第1に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者』でなくなったことをうかがえる事情は何ら認められないのであるから、加算すべき要件があるのに、障害者加算を削除した本件決定が違法であることは明らかである。」と主張する。

しかし、局長通知第7-2-(2)-エ(ア)は、障害者加算における障害の程度の判定につき、身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書の所持の有無により判断することを原則としている。

さらに、本件決定に際し、二男の20歳到達時に国年令別表の1級又は2級に相当するものであることを証明する診断書等は作成されていないことから、局長通知第7-2-(2)-エ(イ)により当時の障害の程度を判定することはできなかった。もっとも、二男が20歳到達前まで特別児童扶養手当の支給対象児童であったことをもって、障害の状態が引き続き同程度以上であると判定することはできない。このことは、特別児童扶養手当の認定には、定期的に障害の状態を確認するための有期期限が設けられていることから明らかである。

以上のことから、障害者加算の認定を削除したことについて、処分庁の判断に誤りはないものとする。

イ 特別児童扶養手当証書の所持について

請求人は、「二男は、特別児童扶養手当証書を所持しているものであり、これを『所持してい

ない者』には当たらないのである」と主張する。

ところで、特児法にいう障害児とは、20歳未満であって、特児法第2条第5項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいい(特児法第2条第1項)、特別児童扶養手当証書とは、当該障害児を監護又は養育する父母等に交付される当該手当の受給資格を証する書類である。

しかし、請求人においては、平成30年5月に二男が20歳に到達したことにより当該対象児童から削除されており、請求人から提出のあった前記1の(5)のイ及びウのとおり、当該手当の額が減額改定されていることから、同月31日付けで大阪府知事から新たな証書が交付され、かつ、通知もなされている。

以上のことから、請求人の主張自体失当であるといわざるを得ない。

ウ 障害基礎年金の支給決定について

(ア) 請求人は、二男の障害基礎年金の支給決定について、年金受給権の取得年月が平成30年5月となったことから、「二男が20歳に達する前後において、連続して、障害者加算の要件を満たしていたことは明らかである。」とし、「このことから、障害者加算を削除した本件決定は、障害者加算の要件該当性の判断を誤った違法があることは明らかというべきである。」と主張する。

しかし、本件決定は、厚生労働大臣により障害基礎年金の支給決定がなされた同年11月15日より前の同年5月28日に行われたものである。よって、本件決定に際し、処分庁は、厚生労働大臣の決定の内容を了知することはできなかったことから、年金受給権の取得と本件決定との間には因果関係がなく、請求人の主張自体失当であるといわざるを得ず、障害者加算の認定を削除したことについて、処分庁の判断に誤りはないものと考えらる。

(イ) さらに、請求人は、「二男に対する障害基礎年金支給決定をもって3か月分(9月から)の遡及変更がなされたとしても、6月から8月までの3か月間の障害者加算が削除された違法な本件決定は残存するのであるから、なお本件決定の取消を求める利益は存するというべきである。」と主張する。

しかし、前記(ア)でも示したとおり、処分庁は、請求人に対し、二男の20歳到達前から年金請求手続を早急に進めるよう助言・指導してきたところである。また、当該手続を迅速に進めるべく、処分庁において当該手続を代理することが可能であると案内してきたところである。しかしながら、請求人は、当該手続を自らの意思で社会保険労務士に依頼したところである。

その結果、平成30年11月15日付けで厚生労働大臣により二男の障害基礎年金の支給決定がなされ、請求人から二男の年金証書が処分庁に提出されたのは同月30日であった。

ところで、保護費の遡及変更の限度については、問答集問13の2において、「最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月まで)と考えるべき」と示されている。そのため、処分庁は、同年9月に遡って二男の障害者加算の認定を行ったところである。

もつとも、障害基礎年金の支給決定に日時を要したことについて、処分庁には何ら落ち度はなく、保護費の遡及変更も法令その他の関連通知に基づき適正に行われたところである。以上のことから、請求人の主張には誤りがあるものと考えらる。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 平成30年4月10日付けのケース記録票には、「(前略) 二男と三女について障害者加算がされているのかの問い合わせ。三女は障害者手帳3級所持、二男は特別児童扶養手当2級の対象となっているため、どちらも障害者加算イが加算されていると伝えた。しかし、二男は5月で20歳となるため、特別児童扶養手当の支給対象ではなくなることから、一旦加算は削除になると説明。次は障害年金の請求をしてもらいたい旨伝えた。請求人、二男が5月に20歳になることから年金については手続き行うつもりであったがどうすればいいのか、とのことだったため、処分庁の年金専門員に相談しておく伝えた。請求人了承。また、一旦加算の認定が削除されることについて不満を述べるが、障害年金の支給があるのか、また等級もどうなるのかわからないため、認定を続けた場合返還になる可能性もあると説明しておく。(後略)」との記載がある。

イ 平成30年4月13日付けのケース記録票には、「(前略) 二男の障害年金について。手続きの説明を行いたいため、一度来所してもらいたいと伝えた。請求人了承。4/23に来所すること。(後略)」との記載がある。

ウ 平成30年4月23日付けのケース記録票には、「(前略) 二男の障害年金の請求について説明を行った。20歳になるため、療育手帳の更新が必要、その検査の際に支援センターに行く必要があるため、そこで記入して証明してもらおう書類を手渡した。また、二男の幼少期からの状況を請求人に記入してもらおう書類を手渡し、できる限り記入してもらおうように伝えた。支援センターからの証明書が届いた際は処分庁に連絡してもらおうよう伝える。その後精神科に通院してもらおう必要があることを説明し、精神科で診断書を記入してもらおうことになると伝えた。請求人了承。(後略)」との記載がある。

エ 平成30年6月6日付けのケース記録票には、「(前略) 二男が20歳に到達したため、特別児童扶養手当もなくなることから、6/1付で母子加算を1人に減額、また、二男の障害者加算を削除したことを説明。障害年金が支給決定すれば再度障害者加算の認定はできると説明。請求人了承。(後略)」との記載がある。

オ 平成30年6月28日付けのケース記録票には、「障害者支援課に療育手帳の更新手続きに来たとのこと。療育手帳ができれば、また見せてもらいたいと伝えた。請求人了承。二男の障害年金について支援センターから証明書もらったとの弁。次は精神科に受診してもらおうよう伝えた。精神科にて診断書を記入してもらえれば処分庁で年金の手続きは可能と再度説明。しかし、請求人より知り合いの弁護士が手続きをしてくれるかもしれないとの話がある。費用がかかるのではないかと確認したところ、無料と思うが一度費用の面も含めて確認すること。再度どうする

か連絡をしてもらおうよう伝えた。請求人了承。」との記載がある。

カ 平成30年6月29日付けのケース記録票には、「二男の障害年金について、知り合いの弁護士に確認したところ、手続きはできないと言われ社労士を紹介されたとのこと。社労士に頼むことは可能かと相談。特に問題はないが、社労士に頼むと報酬費用がかかること、報酬費用については控除が可能ではあるが、処分庁で代理手続きをすれば費用はかからないことを説明。請求人としては、精神科への通院付添をしてもらいたいとのこと。処分庁では通院の付添まではしないことを伝える。請求人、社労士に頼めば付添も可能であり、安心であるため社労士に頼みたいとのことだった。了承する。また進捗状況教えてもらいたいと伝えた。」との記載がある。

キ 平成30年7月19日付けのケース記録票には、「請求人世帯の8月支給の児童扶養手当について確認。

8月支給額は190,080円。内訳は、4月、5月は月額52,540円、6月、7月分は月額42,500円になるとのこと。二男が5月で20歳になるため、6月分から三女一人分の児扶になることを確認した。」との記載がある。

ク 前記1 請求人の主張(5)アと同一書類

ケ 前記1 請求人の主張(5)ウと同一書類

コ 平成30年9月20日付けのケース記録票には、「(前略)二男の年金について社労士との契約書のコピーを収受。年金機構へ手続きは行ったが、まだ証書も届いてないとのこと。届けば早急に連絡して欲しいとお願いした。請求人了承。(後略)」との記載がある。

サ 平成30年11月7日付けのケース記録票には、「(前略)二男の障害者加算イについて再度請求人から質問があったため説明を行った。二男は5月に20歳に到達し、特別児童扶養手当の支給もなくなったことから翌月の6月より障害者加算を削除している。現在年金裁定手続き中となるが、年金が支給決定されればその時点から遡って2か月前から障害者加算を算定すると説明。そのため、例えば現時点の11月で年金支給決定がわかれば2か月前の9月から障害者加算を認定することになると伝えた。請求人より、その場合削除された6月から8月までの障害者加算は追加支給されるのかとの質問があったが、保護の決定上遡れるのは2か月前までとなっていると説明し、2か月前までしか支給はできないと伝えた。(後略)」との記載がある。

シ 前記1 請求人の主張(5)オと同一書類

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

(2) 保護の基準の別表第1の第2章の2の(2)は、「障害者加算は、次に掲げる者について行う。」とし、次に掲げる者として、「(前略)ア 身体障害者障害程度等級表(以下「障害等級表」という。)の1級若しくは2級又は国民年金法施行令別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(後略)」と「イ 障害等級表の3級又は国民年金法施行令別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者(中略)。ただし、アに該当する者を除く。」を定めている。

(3) 局長通知の第7の2の(2)のエは、障害者加算の取扱いについて、「(ア) 障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。(イ) 身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。(ウ) 保護受給中の者について、月の途中で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと。」と定めている。

(4) 「生活保護法による保護における障害者加算等の認定について」(昭和40年5月14日社保第284号厚生省社会局保護課長通知)の1は、「法による保護における各種加算(放射線障害者加算を除く。)の対象とすべき障害者の認定は、必ずしも当該障害者を支給要件とする年金又は手当(以下「関連年金等」という。)における裁定又は認定をまっで行うべきものではないこと。したがって現に関連年金等の裁定等を受けていない障害者から加算についての申告があったときは、関連年金等の受給に必要な手続をとるよう指示するとともに、3により加算の適否について保護の実施機関としての認定を行うこと。」とし、同通知の3は、「要保護者であつて関連年金等の受給手続中である等のため保護の実施機関として加算の適否を認定する必要があると認められる者については、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センターその他実施機関の指定する医師の診断により認定を行うこと。」と定めている。

2 本件決定について

(1) 二男の障害者加算について

障害者加算は、基準生活費において配慮されていない個別的な特別需要を補填することを目的として設けられており、そうした需要に見合うよう基準生活費とは別に計上するものである。

処分庁は、特別児童扶養手当2級の対象児童であった二男の障害の程度が、国年令別表に定める2級に相当するものとして障害者加算を認定してきたが、二男が20歳に到達し特別児童扶養手当2級の対象児童でなくなったことから、平成30年6月1日付けで二男の障害者加算を削除する本件決定を行ったものと認められる。

(2) 障害の程度の判定について

国民年金証書や特別児童扶養手当証書を所持していない者の障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき、障害者加算の適否について保護の実施機関として認定を行うこととされている(前記1(3)及び(4))。処分庁は、二男が20歳に到達した時点において、請求人から二男の障害の程度が確認できる診断書が作成されたとの報告がなく、提出もなかったことから、二男の障害の状態が引き続き同程度以上であると判定することができず、障害者加算の認定を削除した処分庁の判断に誤りはないと主張している。

しかしながら、本件決定に際し、処分庁は、二男が特別児童扶養手当2級に該当しなくなったことを確認したことは認められるが、二男の障害の程度が、障害者加算の支給要件である国年令別表に定める2級に相当するものでなくなったと判断するに足る調査をした事実や検討をした形跡を見出すことができない。

(3) まとめ

以上のとおり、本件決定に至る判断過程において、二男の障害者加算の認定をやめるべき事由が生じているか否かについての調査検討を十分に行ったとは認め難く、必要な手順を欠いた処分庁の判断は妥当性を欠くものと認めざるを得ず、本件決定は取消しを免れない。

なお、本件において二男は、平成30年11月15日付けで、同年5月に遡って障害年金の受給権を取得しており、結果として、二男の障害の程度及び状態は、20歳に達する前後において、障害者加算の支給要件を継続して満たしていたことになる。生活保護の加算制度は、加算によってはじめて加算がない者と実質的な同水準の生活が保障されることになるものであるため、処分庁には、加算の対象となる被保護者に対し、加算の認定に必要な手続を適切な時期に行えるよう積極的な指導援助が求められている旨付言する。

(4) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件決定は取り消されるべきである。

令和2年1月27日

審査庁 大阪府知事 吉村 洋文



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

